

「山内小学校いじめ防止等基本方針」

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」第2条では、いじめの定義を「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としている。

国が定める「いじめ防止等のための基本方針」、秋田県教育委員会が定める「秋田県いじめ防止等のための基本方針」、及び横手市教育委員会が定める「横手市いじめ防止等のための基本方針」の趣旨や内容を踏まえつつ、山内小学校では、本校の全ての児童が安心して生活し、共に学び合えることができる環境や風土を学校全体で作り上げることを目指し、家庭・地域・専門機関との連携のもと、いじめの未然防止と早期発見、いじめへの適切な措置（対処）を図るための基本方針を定めるものとする。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

①いじめ問題の克服にむけた基本的な方向

- ・いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一丸となって組織的に対応することが必要であるとの認識のもと、保護者、地域社会、関係機関等との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止と早期発見、適切な対応に取り組むものとする。
- ・いじめは許されない行為であることを学校の教育活動全体を通して児童に十分に理解させ、全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを傍観したり放置することがないようにする。
- ・本校の全ての教職員、児童が、いじめは人権を侵害する不当な行為であるという認識の下、問題に対して毅然とした態度で臨み、いじめ防止等に主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつ。
- ・重大事態に至ったいじめについても、初期の段階では冷やかしかからかいである場合が多いことを考えると、いじめの定義に照らして認知し、早期に対応することが重要である。
- ・児童を見守っている学校・家庭・地域が「いじめほどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない、卑怯な行為である」、「いじめは学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、児童との信頼関係を築きながら、いじめ防止等の役割と責任を果たしていく。

②いじめ未然防止

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、児童全員を対象とした未然防止の取組を行う必要がある。

そのため、次の3点を重点内容とする。

- ・一人一人の児童をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性や人間関係形成能力を育む継続的な取組。
- ・家庭や地域との連携のもと、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、いじめをなくす児童の主体的な行動を支援するなど、学校や地域全体にいじめを許さない風土を形成する取組。
- ・全ての児童が授業場面で活躍できるように、日々の授業において基礎学力を定着させるとともに、自分との違いを排除せずに理解する態度を育てるための授業づくりを目指す取組。

③いじめの早期発見

いじめの定義に照らし、認知と対処を適切に行うことが早期発見につながることを、認知件数の増加は肯定的に評価されることを認識する必要がある。その際、特定の教職員が事案を抱え込まず、学校として組織的に対応することができるようにしなくてはならない。いじめの情報共有は責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応に向かうためのものであることを組織として認識する必要がある。教職員の連携による組織体制の下、児童の小さな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応すること、を基本とする。

次の3点を重点内容とする。

- ・おしゃべりタイム（定期的な教育相談）やチャンス相談、定期的なアンケート調査等による早期発見と的確な実態把握の取組。特に、いじめの早期発見のために、「アンケート等でSOSを出せば、必ず学校が対応する」ことを全ての児童が認識するよう、取組の徹底を図る。
- ・個別の問題に対する広域カウンセラーへのつなぎや電話相談窓口の利用について、全ての児童・保護者への周知をするなど、児童がいじめを訴え、通報しやすい体制を整える取組。
- ・日記や連絡帳、健康観察などの日常的教育活動を通して、児童を観察する意識的な取組。

※学校以外の相談窓口

「24時間いじめ相談ダイヤル」「いじめ緊急ホットライン」「やまびこ電話」
「子ども人権110番」

④いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童や通報した児童の安全を確保することを第一優先とする。その上で、いじめを行った児童に対する適切かつ毅然とした指導、保護者に対する誠実な対応を組織的に行うことを基本とする。

次の4点を重点内容とする。

- ・いじめ防止等に向けての組織的、実効的な対応を行うための校内組織（いじめ防止対策委員会）を設置し、実態の的確な把握、迅速かつ適切な対応。

いじめ防止対策委員会

- 校長，○教頭，○教務主任，○養護教諭，○生徒指導主事，○道徳教育推進教諭
- 当該学級担任

外部人材

- 市教育委員会生徒指導担当 ○広域カウンセラー
- スクールソーシャルワーカー（必要に応じ）

- ・いじめ防止等についての校内研修の実施を通じた、いじめを把握した場合の対処のあり方についての教職員の理解。
- ・いじめ等の問題に対する積極的な学校への援助が得られるよう、学校・地域（民児協）・行政（福祉）の三者による日常的な協力関係の構築。
- ・いじめの内容が犯罪行為等の重大な事態と認められる場合には、横手市教育委員会と相談しながら対応を考え、必要に応じて所轄警察署等の外部の専門機関との連携を基にした適切な対処。

⑤家庭，地域，関係機関等との連携

児童を取り巻く社会全体（家庭，地域，関係機関等）との連携を深め、児童を見守りながら、健やかな成長を促していくことを基本とする。

次の2点を重点内容とする。

- ・PTA組織，学校評議員，山内地域子育て支援ネットワーク委員会，山内小学校子ども見守り隊等において，本校や地域のいじめへの対応状況について協議する機会の設定。
- ・地域や家庭とのつながりを重視した体験活動の充実。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) 地域や家庭と連携した児童の社会性や豊かな心を育む体験活動の実践

- ・児童の主体的な企画・運営による「山内小やまばとっ子宣言」の具現化を目指す取組。

＜活動の例＞

- ①事前の学級活動－②代表委員会（やまばと駅伝・なべっこの進め方）－③縦割り班による体力づくり（はりきりタイム）－④学級活動（感謝の手紙）－⑤やまばと駅伝・記録会・なべっこ（祖父母，見守り隊，学校園のGTを招いて）－⑥事後の評価・振り返り

(2) 児童同士の関わり合いを深める交流活動の充実

- ・児童会による「山内小やまばとっ子宣言」での，児童の主体的ないじめ根絶に対する取組。
- ・学校行事の事前から事後までの活動や指導を一体として捉え，道徳や特別活動の学習を事前・

事後の指導に取り入れたり、児童の個人としてのめあて意識、学級や学校という集団としてのめあて意識と振り返りの場を大切に積み重ねていったりすることによって、自尊感情を高めたり、集団としての高まりを感じさせたりするような実践。

- ・児童の自発性を引きだし、上級生に対する「あこがれ」や下級生に対する「いたわり」の感情の醸成に努める全校縦割り班による異年齢交流の活動の実施。
- ・他者とのコミュニケーションの必要性や人とかかわり合うことの大切さに気付かせ、人間関係形成能力を育成するための、外部人材を活用した体験学習の実施。
- ・児童の居場所づくりという観点から、「分かる授業」の実践を図るとともに、児童のコミュニケーション能力を育む場としての視点を加えた話し合い活動の実践。
- ・互いのよさや違いに気付いたり、新たな見方や考え方にふれたりすることにより、自分を見つめ直すことができるような他校の児童との交流活動の実施。
- ・ネットいじめ等の情報モラルの指導や命の教育の実践による、望ましい規範意識やコミュニケーション能力の定着。

(3) 児童のサインを見逃さない「観察・情報収集・客観的理解」による早期発見の取組

- ・児童が出すサインを見逃さない「いじめサイン発見シート」を活用した積極的な観察
- ・定期的な教育相談やチャンス相談等、児童・保護者・教職員からの情報を積極的に収集。
- ・いじめアンケートやQ-Uアンケート、ネット利用実態調査等の調査による客観的な理解によるいじめ早期発見への積極的な取組。
- ・アンケート調査と校内いじめ防止対策部会との有機的な関連による、学校のいじめ問題に対する組織的な取組の評価・改善。

3 小中連携組織としてのいじめ対策等の推進

○中学校区内の小中連携連携をより充実させ、9年間で児童生徒を見とる組織体制の推進

- ・横手南中学校区におけるいじめ対策等、小中が連携して生徒指導を推進するための生徒指導部会を中核とする各部会と連携した組織的体制づくりを行う。
- ・年2回の生徒指導部会を開催（必要に応じて他部会と共催）し、それまでの取組と活動の評価・振り返りを実施し、児童生徒のより主体的な成長を促すための取組についての見直しや検討を図る。